

『募集要項』に関する変更内容（令和元年5月24日修正分）

No	修正箇所		変更内容																				
	変更文書	頁																					
1	募集要項	表紙	・募集要項別紙の修正（令和元年5月24日）に伴い、日付を修正																				
2	要求水準書	45	<p>【第10 維持管理業務に関する要求水準／1. 基本的事項／（14）事業期間終了時の対応】</p> <p>(修正前)</p> <p>エ. 各種図面、機器台帳及び備品台帳の提出</p> <p>PFI事業者は、事業期間中の維持管理業務の実施に基づき更新した施設の各種図面及び機器台帳を作成し、市に提出する。</p> <p>(修正後)</p> <p>エ. 各種図面及び機器台帳の提出</p> <p>PFI事業者は、事業期間中の維持管理業務の実施に基づき更新した施設の各種図面及び機器台帳を作成し、市に提出する。</p>																				
3	要求水準書	48	<p>(修正前)</p> <p>・開庁時間内において、以下の業務等を行う。</p> <p>a. 駐車場の巡回及び状況確認</p> <p>b. 放置物、放置車両、不審物等の発見及び処置、避難動線等の確保</p> <p>c. 駐車場内の案内及び入庫待機車両等への誘導（供用開始後6か月間のみ2名体制で実施）</p> <p>(修正後)</p> <p>・開庁時間内において、以下の業務等を行う。</p> <p>a. 駐車場の巡回及び状況確認</p> <p>b. 放置物、放置車両、不審物等の発見及び処置、避難動線等の確保</p> <p>c. 駐車場内の案内及び入庫待機車両等への誘導（供用開始後6か月間のみ2名体制で実施。<u>業務提供日及び提供時間帯は開庁日の午前8時45分から午後5時15分とするが、常駐時間内で適法な休憩を取ることが出来るものとする。</u>）</p>																				
4	要求水準書	71	<p>【第13 付帯事業に関する要求水準／3. 庁舎内売店運営業務／（4）要求水準／ア. 提供商品等】</p> <p>(修正前)</p> <p>表：提供商品の区分及び種類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>商品等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必須品目</td> <td>a. パン等食料品、飲料 b. 文房具、日用品 c. 印紙、切手 d. 市関係の委託販売品</td> </tr> <tr> <td>サービス必須品目</td> <td>a. コピー機（FAX機能付き）の設置及び運営</td> </tr> <tr> <td>禁止品目及び禁止サービス</td> <td>a. 酒類 b. たばこ及び製造たばこ代用品 c. 成人向け雑誌 d. クリーニング</td> </tr> <tr> <td>その他の特記</td> <td>a. 情報公開コーナーにおける、上記とは別のコピー機の設置及び運営</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コピー機の運営とは、つり銭補充、売上金回収、メンテナンス等をいう。</p> <p>(修正後)</p> <p>表：提供商品の区分及び種類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>商品等の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必須品目</td> <td>a. パン等食料品、飲料 b. 文房具、日用品 c. 市関係の委託販売品</td> </tr> <tr> <td>サービス必須品目</td> <td>a. コピー機（FAX機能付き）の設置及び運営</td> </tr> <tr> <td>禁止品目及び禁止サービス</td> <td>a. 酒類 b. たばこ及び製造たばこ代用品 c. 成人向け雑誌 d. クリーニング</td> </tr> <tr> <td>その他の特記</td> <td>a. 情報公開コーナーにおける、上記とは別のコピー機の設置及び運営</td> </tr> </tbody> </table> <p>※c. 市関係の委託販売品は民間収益施設における販売をもって、これに替えることを可能とする。 ※コピー機の運営とは、つり銭補充、売上金回収、メンテナンス等をいう。</p>	区分	商品等の種類	必須品目	a. パン等食料品、飲料 b. 文房具、日用品 c. 印紙、切手 d. 市関係の委託販売品	サービス必須品目	a. コピー機（FAX機能付き）の設置及び運営	禁止品目及び禁止サービス	a. 酒類 b. たばこ及び製造たばこ代用品 c. 成人向け雑誌 d. クリーニング	その他の特記	a. 情報公開コーナーにおける、上記とは別のコピー機の設置及び運営	区分	商品等の種類	必須品目	a. パン等食料品、飲料 b. 文房具、日用品 c. 市関係の委託販売品	サービス必須品目	a. コピー機（FAX機能付き）の設置及び運営	禁止品目及び禁止サービス	a. 酒類 b. たばこ及び製造たばこ代用品 c. 成人向け雑誌 d. クリーニング	その他の特記	a. 情報公開コーナーにおける、上記とは別のコピー機の設置及び運営
区分	商品等の種類																						
必須品目	a. パン等食料品、飲料 b. 文房具、日用品 c. 印紙、切手 d. 市関係の委託販売品																						
サービス必須品目	a. コピー機（FAX機能付き）の設置及び運営																						
禁止品目及び禁止サービス	a. 酒類 b. たばこ及び製造たばこ代用品 c. 成人向け雑誌 d. クリーニング																						
その他の特記	a. 情報公開コーナーにおける、上記とは別のコピー機の設置及び運営																						
区分	商品等の種類																						
必須品目	a. パン等食料品、飲料 b. 文房具、日用品 c. 市関係の委託販売品																						
サービス必須品目	a. コピー機（FAX機能付き）の設置及び運営																						
禁止品目及び禁止サービス	a. 酒類 b. たばこ及び製造たばこ代用品 c. 成人向け雑誌 d. クリーニング																						
その他の特記	a. 情報公開コーナーにおける、上記とは別のコピー機の設置及び運営																						
5	要求水準書別紙6		・新庁舎及び付帯施設（ごみ保管庫を除く）の建設を制限する範囲を図示により追加																				
6	要求水準書別紙12その1	3	<p>【議会部門】</p> <p>・部門供用諸室の授乳室の設置位置等に記載している「窓口部門にある階に1ヶ所以上を設置」を削除</p> <p>・「部門供用諸室」を「部門共用諸室」に誤字修正</p>																				
7	様式11		<p>・記入欄の下部注釈に以下の記述を追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>※次の書類を添付すること。</p> <p>・企業の実績（契約書の写し及び当該建築物の延床面積及び用途がわかる資料の写し）</p> </div>																				

No	修正箇所		変更内容																																																
	変更文書	頁																																																	
8	様式15		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>(変更前)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">添付書類</th> <th style="text-align: center;">提出者 確認</th> <th style="text-align: center;">※ 市確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会社概要 【業務履歴等分かるもの】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 【募集要項公表の日以降に交付されたもの】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証明書 【発効日から3か月以内のもの】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貝塚市が発行する納税証明（貝塚市に事務所等がある場合）（※1） 【法人：法人市民税、固定資産税等の全ての市税に未納がない証明】 【個人：個人市・府民税、固定資産税等の全ての市税に未納がない証明】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本社所在地の市区町村が発行する納税証明（※1） 【法人：法人税、固定資産税等すべての市区町村税に未納がない証明】 【個人：市民税、固定資産税等すべての市区町村税に未納がない証明】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税務署が発行する納税証明書（※1） 【法人：法人税と消費税及び地方消費税に未納がない証明】 【個人：所得税と消費税及び地方消費税に未納がない証明】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加資格審査の結果通知の郵送のための封筒等（※2）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 納期限未到来及び延納証明がある者を除き、原則として完納したことの証明書を添付すること。<u>直前2か年分の納税証明を添付すること。</u></p> <p>※2 返信用封筒は、表に申請者（代表企業）の住所、担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた切手（返信書類はA4 1枚）を貼った長3号封筒とする。</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>(変更後)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">添付書類</th> <th style="text-align: center;">提出者 確認</th> <th style="text-align: center;">※ 市確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会社概要 【業務履歴等分かるもの】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 【募集要項公表の日以降に交付されたもの】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証明書 【発効日から3か月以内のもの】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貝塚市が発行する納税証明書（貝塚市に事務所等がある場合）（※1） 【法人：法人市民税、固定資産税等の全ての市税に未納がない証明】 【個人：個人市・府民税、固定資産税等の全ての市税に未納がない証明】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本社所在地の市区町村が発行する納税証明書 【法人：法人税及び固定資産税の納税証明書（直近2か年分）】 【個人：市民税及び固定資産税の納税証明書（直近2か年分）】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税務署が発行する納税証明書 【法人：法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（直近2か年分）】 【個人：所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（直近2か年分）】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加資格審査の結果通知の郵送のための封筒等（※2）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 納期限未到来及び延納証明がある者を除き、原則として完納したことの証明書を添付すること。</p> <p>※2 返信用封筒は、表に申請者（代表企業）の住所、担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた切手（返信書類はA4 1枚）を貼った長3号封筒とする。</p> </div> </div>	添付書類	提出者 確認	※ 市確認	会社概要 【業務履歴等分かるもの】			商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 【募集要項公表の日以降に交付されたもの】			印鑑登録証明書 【発効日から3か月以内のもの】			貝塚市が発行する納税証明（貝塚市に事務所等がある場合）（※1） 【法人：法人市民税、固定資産税等の全ての市税に未納がない証明】 【個人：個人市・府民税、固定資産税等の全ての市税に未納がない証明】			本社所在地の市区町村が発行する納税証明（※1） 【法人：法人税、固定資産税等すべての市区町村税に未納がない証明】 【個人：市民税、固定資産税等すべての市区町村税に未納がない証明】			税務署が発行する納税証明書（※1） 【法人：法人税と消費税及び地方消費税に未納がない証明】 【個人：所得税と消費税及び地方消費税に未納がない証明】			参加資格審査の結果通知の郵送のための封筒等（※2）			添付書類	提出者 確認	※ 市確認	会社概要 【業務履歴等分かるもの】			商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 【募集要項公表の日以降に交付されたもの】			印鑑登録証明書 【発効日から3か月以内のもの】			貝塚市が発行する納税証明書（貝塚市に事務所等がある場合）（※1） 【法人：法人市民税、固定資産税等の全ての市税に未納がない証明】 【個人：個人市・府民税、固定資産税等の全ての市税に未納がない証明】			本社所在地の市区町村が発行する納税証明書 【法人：法人税及び固定資産税の納税証明書（直近2か年分）】 【個人：市民税及び固定資産税の納税証明書（直近2か年分）】			税務署が発行する納税証明書 【法人：法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（直近2か年分）】 【個人：所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（直近2か年分）】			参加資格審査の結果通知の郵送のための封筒等（※2）		
添付書類	提出者 確認	※ 市確認																																																	
会社概要 【業務履歴等分かるもの】																																																			
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 【募集要項公表の日以降に交付されたもの】																																																			
印鑑登録証明書 【発効日から3か月以内のもの】																																																			
貝塚市が発行する納税証明（貝塚市に事務所等がある場合）（※1） 【法人：法人市民税、固定資産税等の全ての市税に未納がない証明】 【個人：個人市・府民税、固定資産税等の全ての市税に未納がない証明】																																																			
本社所在地の市区町村が発行する納税証明（※1） 【法人：法人税、固定資産税等すべての市区町村税に未納がない証明】 【個人：市民税、固定資産税等すべての市区町村税に未納がない証明】																																																			
税務署が発行する納税証明書（※1） 【法人：法人税と消費税及び地方消費税に未納がない証明】 【個人：所得税と消費税及び地方消費税に未納がない証明】																																																			
参加資格審査の結果通知の郵送のための封筒等（※2）																																																			
添付書類	提出者 確認	※ 市確認																																																	
会社概要 【業務履歴等分かるもの】																																																			
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 【募集要項公表の日以降に交付されたもの】																																																			
印鑑登録証明書 【発効日から3か月以内のもの】																																																			
貝塚市が発行する納税証明書（貝塚市に事務所等がある場合）（※1） 【法人：法人市民税、固定資産税等の全ての市税に未納がない証明】 【個人：個人市・府民税、固定資産税等の全ての市税に未納がない証明】																																																			
本社所在地の市区町村が発行する納税証明書 【法人：法人税及び固定資産税の納税証明書（直近2か年分）】 【個人：市民税及び固定資産税の納税証明書（直近2か年分）】																																																			
税務署が発行する納税証明書 【法人：法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（直近2か年分）】 【個人：所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（直近2か年分）】																																																			
参加資格審査の結果通知の郵送のための封筒等（※2）																																																			
9	事業契約書（案）	46	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>(変更前)</p> <p>第107条 PFI事業者は、民間収益事業者が第105条第1項に定める日までに本定期借地契約を締結せず、又は、付帯事業の開始日までの間に、付帯事業者がその責めに帰すべき事由により付帯事業を別紙15の要領で開始しない場合は、市の定める期間内に、本件事業関連書類に規定する諸条件並びに付帯事業基本協定書及び本定期借地契約において予定されていた条件を承諾し、市が承諾する代替事業者を選定して、市との間で付帯事業基本協定書及び本定期借地契約と同じ条件の事業用定期借地権設定契約を締結させ、付帯事業を別紙15の要領で開始させなければならない。</p> <p><u>2 第105条第1項に定める日までに民間収益事業者が本定期借地契約を締結せず、市の定める期間内に市と前項に定める代替事業者との間で付帯事業基本協定書及び本定期借地契約と同じ条件の事業用定期借地権設定契約が締結されない場合、PFI事業者は市に対し、本定期借地契約において予定されていた借地料の5年分に相当する金額の違約金を支払うものとする。</u></p> <p><u>3 PFI事業者は、付帯事業の開始日以降に、付帯事業者の責めに帰すべき事由により付帯事業基本協定書及び本定期借地契約が解除された場合、本件事業関連書類に規定する諸条件及び本定期借地契約において約定されていた条件を承諾する代替事業者を選定し、市との間で付帯事業基本協定書及び民間収益業務に関する事業用定期借地権設定契約を締結させるよう努める。</u></p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>(変更後)</p> <p>第107条 PFI事業者は、民間収益事業者が第105条第1項に定める日までに本定期借地契約を締結せず、又は、付帯事業の開始日までの間に、付帯事業者がその責めに帰すべき事由により付帯事業を別紙15の要領で開始しない場合は、市の定める期間内に、本件事業関連書類に規定する諸条件並びに付帯事業基本協定書及び本定期借地契約において予定されていた条件を承諾し、市が承諾する代替事業者を選定して、市との間で付帯事業基本協定書及び本定期借地契約と同じ条件の事業用定期借地権設定契約を締結させ、付帯事業を別紙15の要領で開始させなければならない。</p> <p><u>2 PFI事業者は、付帯事業の開始日以降に、付帯事業者の責めに帰すべき事由により付帯事業基本協定書及び本定期借地契約が解除された場合、本件事業関連書類に規定する諸条件及び本定期借地契約において約定されていた条件を承諾する代替事業者を選定し、市との間で付帯事業基本協定書及び民間収益業務に関する事業用定期借地権設定契約を締結させるよう努める。</u></p> </div> </div>																																																
10	事業契約書（案）別紙9		<p>「(1) 施設整備に係る業務の期間中の保険」</p> <p>・表中の「建築家賠償責任」の保険期間を「<u>事業期間中</u>」から「<u>施設整備期間中</u>」に変更</p>																																																

『「貝塚市新庁舎整備事業募集要項」(平成31年4月3日公表)に関する質問と回答』に関する変更内容(令和元年5月24日修正分)

No	修正箇所		変更内容								
	変更文書	No.									
1	要求水準書に関する質問と回答	134	(変更前)					質問の内容	質問に対する回答		
			No	該当箇所							
			134	頁	第	数字	(数字)	カナ	(カナ)	駐車場管制設備および受付番号案内表示システムの券とインクリボン、並びに防災倉庫やエレベーター用防災キャビネットの期限のある備蓄の補充・取り替えは、維持管理企業でコントロールすることが出来ず、貴市ご負担との理解で宜しいでしょうか。	全てPFI事業者の負担です。
			44	第10	1	(11)	ア				
(変更後)					質問の内容	質問に対する回答					
No	該当箇所										
134	頁	第	数字	(数字)	カナ	(カナ)	駐車場管制設備および受付番号案内表示システムの券とインクリボン、並びに防災倉庫やエレベーター用防災キャビネットの期限のある備蓄の補充・取り替えは、維持管理企業でコントロールすることが出来ず、貴市ご負担との理解で宜しいでしょうか。	防災倉庫内備蓄品の補充・取り替えは市が行いますが、その他はPFI事業者の負担です。			
44	第10	1	(11)	ア							